

京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第9条の規定により、平成16年8月16日に提出された京都市南部クリーンセンター第二工場建て替え整備事業に係る環境影響評価方法書について、平成17年1月26日付けで条例第13条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの市長意見を述べましたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告するとともに、市長意見及び条例第12条に規定する見解書を縦覧に供します。

平成17年2月4日

京都市長 榊本 頼兼

1 事業者の氏名及び住所等

- (1) 事業者の名称 京都市
- (2) 代表者の氏名 京都市長 榊本 頼兼
- (3) 主たる事業所の所在地 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称

京都市南部クリーンセンター第二工場建て替え整備事業

(2) 種類

ごみ処理施設（焼却施設、選別資源化施設及びバイオガス化施設）の設置

(3) 規模

ア 焼却施設 焼却能力 500トン/日（24時間稼働）

イ 選別資源化施設 処理能力 180トン/日（6時間稼働）

ウ バイオガス化施設 処理能力 60トン/日（24時間稼働）

3 対象事業実施区域

京都市伏見区横大路八反田（京都市南部クリーンセンター内）

4 環境の保全の見地からの市長意見等の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧の場所

京都市環境局環境政策部環境管理課

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル4階

(2) 縦覧の期間

平成17年2月4日から3月3日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

「午前9時30分から正午まで」及び「午後1時から午後4時30分まで」

(環境局環境政策部環境管理課)